

遺産分割調停について(説明書)

東京家庭裁判所家事5部

このたび、遺産分割についての調停の申立てがあり、調停を行うことになりました。相続人の皆さんには、今後、当庁の遺産分割調停に出席したり、調査に協力して頂くこととなります。この説明書は、皆さんに予め知っておいていただきたいことについて記載したものです。

なお、わからない点等がありましたら、別紙呼出状記載の担当書記官までお問合わせください。

*お問合わせの際は、呼出状記載の事件番号を教えてください。

【1】遺産分割とは

財産を持っている人が死亡すると相続が開始します。死亡した人(被相続人)の財産(遺産)は全て相続人に移ります。そして、相続人が2人以上いる場合は、遺産は相続人らの共有になります。この共有の状態のままで放っておくと、個々の遺産を処分する際などに不都合が起こりますので、これを分割して個々の遺産を相続人1人1人のものにしたり、取得分に相当する金銭を分けてもらったりと、共有の状態を解消することが必要となります。これが遺産分割です。

*遺産について

分割の対象となる遺産は現存している遺産に限られます。使ってしまったお金や滅失した建物など、現存しないものは分割の対象となりません。

【2】調停とは

相続人の間で話し合いがつかない場合や、話し合いをすることができない場合には、相続人は家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることができます。

調停とは、1人の裁判官と民間から選任される2人以上の調停委員からなる調停委員会が、相続人の皆さんや関係者の方から、それぞれの言い分を聞いた上で、皆さんの話し合いにより適切な解決ができるように助言やあっせんを行うもので、いわゆる「裁判」とは異なるものです。(ケースによっては、裁判官のみで手続きを進めることがあります。)

なお、調停は非公開で、関係者の秘密が外部に漏れることはありませんのでご安心ください。

<裏面へ続く>

【3】調停を円滑に進めるために

遺産分割は、基本的に遺産を相続人の中で具体的に分けることが目的です。家庭裁判所では、相続人同士の感情的な対立があれば、それをある程度調整しますが、それは遺産分割の調停を円滑に進めるための補助的なもので、調停の主眼は、あくまでも遺産をどのように分けるかという点にあることをご理解ください。

また、遺産分割を円滑に行うためには、遺産の内容などにつき、調停委員会が事実を把握する必要があるため、そのための資料は、まず当事者の皆さんに収集していただくこととなります。調停委員会又は裁判所書記官からいろいろな書類の提出をお願いすることがありますが、御協力をお願いします。

【4】遺言書・遺産分割協議書について

遺言書や遺産分割協議書が存在する場合、その内容によっては、遺産分割の手続きが不要であったり、別の手続きが必要となったり、相続分が変わってきたりすることがあります。開封済みの遺言書や遺産分割協議書がある場合は必ずその写しを別紙の回答書に添付してください。

*未開封の遺言書がある場合には、開封せずに担当書記官に相談してください。

【5】特別受益について

相続人の中に、被相続人から生前に贈与を受けたり、遺贈を受けたりしている人がいる場合には、具体的な相続分を定める際に、考慮されることがありますので、そのような場合には、別紙の回答書にどのような財産を取得したのか、具体的に記載してください。

【6】調停で話し合いがつかなかったら

もし、調停で話し合いがつかない場合には、調停を不成立として、原則として家庭裁判所による審判手続きに移ります。審判は、裁判所が当事者から提出された資料や、時事を調査した結果に基づいて、強制力を持った最終的な判断を示す手続です。審判は、調停と同様非公開です。

事件番号平成 年(家イ)第 号(被相続人)

当事者各位

東京家庭裁判所家事第5部2係
裁判所書記官
電話 03-3502-8311 内線



照 会 書

冒頭に掲げた遺産分割事件について、調停を円滑に進める為の資料にしますので、別紙の回答書に所要事項を記入し、回答期限(回答書の左上部に表示の日)までに、同封の封筒で返送して下さい。

- (記入要領)
- 1 記載にあたっては、同封の相続関係図及び遺産目録(申立人提出)を参考にして下さい。
 - 2 内容はあなたの信頼する人にも書いてもらってもかまいませんが、氏名欄は必ず自著して下さい。
 - 3 記載にあたっては、ペン・ボールペン等を使用して下さい。
 - 4 不明な点は私あてに問い合わせして下さい。

本件を担当します裁判所書記官の _____ と申します。よろしくお願いいたします。

相手方となられた方のために、本件について、簡単にご説明いたします。本件は、「調停期日のお知らせ」に記載のある申立人の方が、亡くなったさん（「被相続人」といいます。）の遺産について、遺産を分割してほしい旨の申立てを裁判所にされたため、今後、手続を進行させていくこととなったものです。

申立人の申立によると、本件の相続人は、同封の相続（人）関係図のとおりであり、被相続人の遺産は、遺産目録のとおりとのことです。裁判所も、現段階においては、本件の詳細な状況を把握しておりませんので、第1回の期日前に、いろいろ教えていただきたく、同封の照会書及び回答書を送らせていただきました。何分よろしくご協力ください（回答内容の、過去の事実について伺っている部分については、ご存じになっている範囲で記載し、知らないことは「知らない」と記載していただければ結構です。御意向を伺っている部分については、現時点でのお考えを、お聞かせください。）。また、遺産分割調停についての簡単な書面を同封いたしましたのでお読みください。

第1回目の期日については、とりあえず裁判所の方で決めさせていただきました。何のご相談もなく申し訳ありませんが、手続の都合上ご了承ください。裁判所としては、調停が話し合いに基づくものであることから、できる限り出席していただきたいとは思いますが、当然、御都合がつかない場合もあると思われまます。欠席される場合には、わたし宛にご連絡ください。また、その場合に、次回期日等で都合の悪い日があれば、予めご連絡ください。

なお、第1回期日以降、調停の初期段階で遺産目録記載の遺産が被相続人のものであるか。また、被相続人の遺産を、どう評価するか（例えば、不動産の価額をいくらと見るか。）の調整を行う予定です。ご自分の意見をまとめ、その裏付けとなる資料等があれば、予め準備して調停期日に臨んでください。

今後、わたしから、本件について連絡させていただくこともあろうかと思えます。回答書の電話番号欄には、平日の9時から5時までの間に連絡のつく番号を記載してください（ただし、他の方に知られたくない番号であれば、回答書には記載せず、その旨を記載した別紙にてお願いいたします。また、こちらから連絡する際に「裁判所」の名を出すことに支障がある場合には、その旨もお知らせください。）

その他、本件について何かありましたら、わたし宛にお問い合わせください（ただし、当事者の方に不公平感を抱かせるような内容など、一部お答えできないものもありますので、予めご了承ください。）。電話番号は「調停期日のお知らせ」に記載のとおりです。

回 答 書

氏名

住所〒

電話番号

職業

1 被相続人(亡くなった人)についてお伺いします

(1) 死亡時の病名は何ですか ()

(2) 療養期間はどのくらいですか(昭・平 年 月から昭・平 年 月 まで)

(3) 被相続人と同居していた者はいますか

いない いる→(氏名)

(4) 被相続人の職業はありましたか

無職 職業あり()

(5) 被相続人の身の回りの面倒をみていた者がおりましたか

いない いた(氏名)

2 被相続人は遺言書を作成していましたか

遺言書はなかった

遺言書を作成していた→ 公正証書遺言

被相続人の自筆証書遺言

→裁判所での検認手続をしましたか

した(家庭裁判所 支部平成 年(家)第 号)

未了

不明→自筆証書遺言はだれが保管していますか

()

わからない

3 相続人の中で、遺産の分け方について話し合いをしましたか

話し合いはしていない

話し合いをした→ 話し合ったがまとまらなかった

話がまとまり書面に記載した

→(回答書と一緒に書面の写しを送付してください)

4 相続人は、同封した相続関係図に記載されているとおりですか

そのとおり

違う→ 相続人でない人がいる(違う人の氏名)

このほかにいる()

わからない

5 遺産は、同封した遺産目録記載のとおりですか

そのとおり

違う→次のものは遺産ではない(遺産目録の番号を記載してください)

土地 番, 建物 番, 預貯金等 番

次のものも遺産である

()

6 被相続人に負債がありますか

- ない
- ある (だれに対しどのような負債がいくらあるかを記載してください)

- わからない

7 遺産は、だれが管理していますか

- 申立人 (何を)
- 相手方 (何を)

8 遺産の分け方について伺います

(1) 遺産の取得を希望しますか

- 現物の取得を希望→ (土地 番, 建物 番, 預貯金等 番)
- 金銭でほしい
- 取得を希望しない→ 相続分を相続人 に譲り渡したい
- 相続分を他の相続人に分けてよい
- まだ決めていない

(2) 分割方法について他に希望があれば具体的に書いてください

9 被相続人の生存中に、不動産やまとまった金銭などをもらった相続人がいますか

- いない
- いる

氏名	贈与された財産・その時期	証明する資料
		あり・なし
		あり・なし
		あり・なし
		あり・なし

10 遺産分割の話合いが相続人間でまとまらなかったのはどうしてだと思いますか (具体的に記載してください)

11 その他、裁判所に知っておいてほしい事情や気をつけてほしいことがあれば、記載してください (健康状態, 生活状況等)